

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは私、十五分しか時間をいたたいておりませんので、大変悔しい思いをしております。年金の問題も本当にこのままにはできないと思っております。朝から本当にいろいろな問題が指摘をされていきますけれども、やはり長い間にわたってこの年金記録の管理というものがいかにずさんだったかというところ、そのことを本当に急いさらえてほころびが、すればするほど、どんどんどんどん傷口が開いてきている。そういう状況になっているのではないかと。それと同時に、二度の強行採決、この国会の運営がさらにこの傷口を開いている。私は、やはり国会の責任も本当に問われている。国民の不信任感が国会に対する不信任感にもつながっているというところを指摘しなければならぬと思っております。

きょうは時間がないので、これ以上年金の問題を私は指摘しませんが、必ず政府側も整理をして、きちっとした時間をとって、与野党がみんな議論をする、そういう場を設けていただきたたい、このことをまず強く要望したいと思います。

そして同時に、労働三法についても全く審議が不十分であります。まだ時間が足りません。特に契約法については新法でありますので、各界から参考人も招致してしっかりと議論をするべきであります。(発言する者あり)審議そのものに入っていないという御意見もござります。私は、いずれにしても、そのための十分な審議を保障していただくように、委員長と与党の皆さんに強く要望したいと思います。

したがって、きょうは、水曜日の続きをやりたいと思っております。

六日の委員会では、私、最低賃金について質問したんですけれども、大臣の御認識が、現状がどれだけ大変かということから出発しているのかどうかということがやはり問われると思うんです。現行六百七十三円では、過労死ラインと言われる三千時間を働かなければ二百万円を超えない、そういう状態です。全国最下位の我が青森県や沖縄などでは六百十円ですから、三千二百七十八時間も働かなければ二百万円にもいかない、これでいいはずがないと思っております。

二千時間働かなければ二百万円には届かないというのですから、極めて控え目な要求であるし、諸外国から見てもまだまだ格差があると思うんです。

ですから、私はそこに向けて抜本的な引き上げをやりたいと思っております。大臣、人間らしく暮らせる賃金ということで抜本的に引き上げるといふことを考えるべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 我が国の最低賃金の加重平均のレベルは、今委員が御指摘になったように六百七十三円という状況にあります。これで、先般委員は、一日八時間、週休二日をとり二十二日間働いた場合には十二万円をちよつと切るといふようなレベルもお示しになりました。

私どもは、現行の最低賃金の引き上げを目指して、この生計費につままして、生活保護の施策との整合性をとるといふことで、これについて整合性をとると等によつてその水準の引き上げを画つてまいりたい、このように考えているところでございます。

○高橋委員 引き上げを目指してとおっしゃいましたが、抜本的な立場に立っていただきたいというところなのであります。

そこで、これまで公労使の審議会が目安ということをやつてきたわけですが、やはり今回の法案にも書き込まれた企業の支払い能力ということが入っているために、人間らしく暮らせる賃金ということよりも、どうしても企業の論理に引かれますか。支払い能力というところにどうも引かざるを得ないというところが大きな問題である、これは指摘しておきたいと思っております。

そこで、全国一律最低賃金というものはや世界の常識になっている。地域別最賃をとつていのは世界九カ国であります。それはアメリカのような連邦国とか途上国であつて、日本のように小さな島国で四十七都道府県に細分されているところにはやはりないのではないか。私はそこにあらかじめAからDランクということを持ち込んでやること自体が結局は地域格差の拡大につながると思つておられます。

ですから、私がまず聞きたいのは、大臣は、最低賃金によつて地域格差を縮める、これをやはり縮小させたいという立場に立ちますか。

御存じのように、我が党は全国一律千円の最低賃金を主張しておりますし、これについては、ナショナルセンターである連合や全労連なども基本的に一致した要求ではないかと思つております。本来、千円であつても、フルタイム労働者が平均

○柳澤国務大臣 これは非常に難しい問題だと思つておられます。要は、私も地域格差を縮めたい、縮めるべきだという立場でありますけれども、それを最低賃金というところで実現できるかということだ、やはりなかなかそれは困難ではないかというふうにも思つておられます。

そういう際に、最低賃金を地域ごとに決めるというところをやめてしまつて、全国一律、しかも、高橋委員のように抜本的に大幅に引き上げるというふうなことをやつた場合には、やはり経営が成り立たないということも我々には心配をしなければいけない、こういうふうに思つておられます。

したがって、私どもは、今回御提案させていただいておることでございますが、やはり地域別の賃金というものを考えて、そして、その最低賃金を地方の最賃審議会が決めていただくということを基本として、しかも全体として引き上げの方向を実現したい、このように考えているところでございます。

○高橋委員 地域格差を縮めたいと思つておられる。ただ、それが単純に最低賃金とは難しいよというふうなお話だったのかなと思つておられます。私は、確かに地域の生計費が、今、物価が違つて言われれば、数字で見るとさうだと思つておられます。ただ、それをさういふものだと、今

回、地域別最賃は、これまでもあつたにもかかわらず、わざわざ法定化したということが、逆にそれを固定化、あるいは拡大することになつておるんだ、それが、地域で低いんだから低いままだという形で悪循環になるのではないかと、これを考えているのであります。

資料をお配りしました。平成十六年、これは私も総務委員会で質問したことなんです。一円、この最賃引き上げがよつとあつたという年でありまして、この三年間の変化を見ますと、Dランクに位置している青森や沖縄などは三年間でよつとよつと四円なんです。Aランクは、東京などでは九円、あるいは二けたの引き上げ、これもまだわずかとはいへ、引き上げをされておる。そのうすると、一番高いところと一番低いところの差、平成十六年度でいうと東京と青森が百四円だったのが、十八年度になると百九円というふうな

差がどんどん開いていくわけですね。最初から、目安の段階でAからDだとおられて、だからこの程度よというふうにするので、どんどん高いところと低いところの差が開いていく。ですから、低いところをもつとよつと上げて、仮にそこで、地域でも少し上乗せできるんだよということがあるのあればそれはいいけれども、やはりそこはきちんと縮めるという立場に立つべきではないかと思つておられます。

四枚目に、連合総研が昨年の四月にアンケートをとつた、勤労者の仕事と暮らしについてのアンケートの表をつけておきました。五年間で収入の差が拡大したと答えた方たちのうち、地方経済の低迷などにより地域間の収入格差が拡大した、五七・六%。やはり、ここに一番問題意識を持っているんだということがお聞きになります。

そこに差があるんだからしようがないよという立場には立たないよということが大事なのではないかと思つておられますが、いかがでしょうか。

○青木政府参考人 最低賃金の額の決定については、これは法律上、三つの要素で決めてくださいということになつておるわけでありまして、生計費、お話がありました通常の事業の支払い能力、それから類似労働者の賃金ということになつておるわけでありまして、お触れになりました目安にたして、具体的な額の決定に当たつては、さういふことを勘案して、あつておるわけでありまして、さういふ意味では、地域の実態等を反映しているということだと思つておられます。

お話ありましたよという点については、地域経済の振興でありまして、地域産業の振興でありまして、さういふことが地域産業の振興を上げていくということが大変大切だと思つておられます。私どもとしては、底上げ戦略ということ、日本全体の底上げを図つていくということ、一方で、対処をしようということ、これを

最低賃金の決定については、さういふ意味では、今も基本的な要素というものは引き続き維持して、これは世界的にもさういふものを勘案して決定されているということだと思つておられます。

引き続き維持しているということでございます。

引き続き維持している

引き続き維持している

○高橋委員 いろいろ説明されましたが、地域格差をこの政府の目安が拡大しているんじゃないかということに対してはお答えがなかった。もうしようがないんだという立場に立っているということですね。これは、本当に私は問題だと思えます。ここは強く指摘をしたいと思うんですね。

続けて、さっき大臣が答弁された、中小企業への影響ということもありました。私は、マイナスの話ばかりをしないで、プラスの見方ということもきちんと見るべきだ、そう思うんです。

二枚目の資料についておきました。時間がございませんで、詳しい解説はやりません。労働総研がごしの二月に発表した、例えば、これは千円にしろと言っているのではなく、私たちが要望している千円で試算をした場合ですね。

今、千円未満のパート労働者が残っているか、一般労働者が残っているかということから始めて、最賃を千円に引き上げたらどうなるかということとを合計していくと、二兆何がしの賃金増加額になるんだ、それを産業別に割り振っていくとしたときに、二兆何がしの賃金増加額のうち、半分は消費に回るだろう、消費に回るといことは、地域にお金がおちるんだ、地域経済を循環させるんだ、それは結局、中小企業を潤すことに返ってくるんじゃないかということ、二兆六千億円の経済波及効果があるという試算をされて、これは新聞各紙も報道をいたしました。当然これは産業連関表などを使っているわけですから、一般的にそういうことをやる人には、十分常識的な範囲なわけですね。

ですから、地域の中小企業の労働者の賃金を引き上げるといことは地域の経済を潤すことにもなる。そういう考えは当然持てますね、大臣に伺います。

○柳澤国務大臣 私どもも、一般論としては委員と同じような考え方をとっております。特に、今、日本経済全体を見ても、消費というものが、例えば輸出あるいは設備投資というものに比べてもうちょっと強くなつた方がいいな、こういうふうに考えるわけですね。そういう考え方から、やはり何といつても圧倒的に多い雇用者所得というものの上がっていくということがその背景をなすべきものだろう、こういうことは、当然私どもも考えているわけでございます。

しかし、現実の問題として、私どもが最低賃金を引き上げるといことは、そうなかなか一般的な経済のマクロ的な論理だけではいなくて、現実それぞれ企業の労働コストを引き上げるといことにつながる可能性があるわけですから、その労働コストを一体どこで吸収できるか。それは消費がいずれ上がったから吸収しようよ、なかなかそこまでは、マクロ経済の話とミクロの話とは説得的に連関づけられないということもありまして、私どもは、一般論としては委員が言われるとおりだし、また、この労働総研が発表されたこともわからないわけではありませぬ。

しかし、現実には、私どもは、中小企業を中心として、この労働コスト増によって事業経営が圧迫されるということが起こることを考えますと、かえって雇用が失われる面があつて、こうしたことについては、やや理論的で、あえて言えば非現実的だと言わざるを得ないと考えております。

○高橋委員 非常に非現実的だということと終わられてしまうと、やはりそれは政府のスタンスが問われるんです。

きょうは青年たちの実態もお話ししたかったんですが、そういう、引き上げると言いながら、本当に現実を全く見ていない、そういう立場に立っていないということが本当に責められるべきではないか。引き続いてこのことを審議したいと思えますので、きょうはとりあえず終わります。

○木原(誠)委員

時間がもう数分ですので、最後に、ちよつと最低賃金法について一つだけお伺いをしておきたいというふうに思います。

今回、三十九年ぶりに最低賃金が改正をされる。このことによつて、地域別の最低賃金の制定が義務づけられる、あるいはまた生活保護との整合性に配慮をしなければいけない、あるいは罰則も強化をされる、こういうことでもありますから、その中身については私は多としたいというふうに思いますし、ぜひこの点も早期に成立をさせなければいけないな、こう思うわけでありませうけれども、同時に、やはり法案が成立した後、これもまた実施面というのは大変重要であるというふうに思います。現実にこの最低賃金がすべての労働者に適用されて、すべての人々、国民が最低賃金以上の賃金の支払いを受けるという状況をつくっていくことが重要であるかというふうに思います。とりわけ、一部の企業の中には、パートタイマー、パートで働く方や、アルバイトの皆様には最低賃金が適用されないというふうな、誤った認識を持たれている方もまだおられますし、労働者の中にも、自分自身が最低賃金が適用されるということも必ずしも十分認識していない方もおられるわけがあります。

そういう意味では、今後この最低賃金法が成立をして、最低賃金が一部では引き上げられるんだらう、このように思いますけれども、実際にどのように使用者、そしてまた労働者、労使双方に最低賃金法の中身を周知し、そしてその実効性を確保していくのか、その点について最後に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○青木政府参考人 最低賃金の周知徹底につきましては、この十九年二月に定めました成長力底上げ戦略におきましても、中小企業底上げ戦略の一環として盛り込まれております。最低賃金の国民への広報の推進及び最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化が直ちに取り組むべき施策とされております。このため、今月、最低賃金の運

守に関する集中的な周知広報を行うと同時に、また、最低賃金の履行確保を図るための一斉監督もあわせて行っているところでございます。

周知広報につきましては、政府広報による新聞広告の掲載合計六十八紙二千六百八十八万部、それから、モバイル端末広告の実施、都道府県労働局における懸垂幕、リーフレットの配布、公共交通機関におけるポスターの掲示、地方公共団体及び各業界団体における周知への協力依頼なども行っております。一斉監督につきましては、最低賃金に関して問題が多い業種を重点として、全国一斉事業場を対象に実施しているところでございます。

最低賃金の履行確保という観点からは、おっしゃいましたように、周知広報、監督指導が重要と考えておりまして、今後とも引き続き一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○福島委員

次に、最低賃金法の改正法案について伺いたいと思ひます。

改正法案では、地域別最低賃金について、生活保護との整合性を考慮することを明確にしてあります。この四十年余りにわたりまして改正がなされなかつたわけでありまして、今回の改正はまさに大きな一歩だと思ひます。

働く人の最低限度の水準の賃金を保障する最低賃金が、最低限度の生活を保障するために国家が支給する生活保護を下回るというのは適切ではないと思ひます。今回の改正による、生活保護との整合性に配慮するよう規定については、最低賃金が生活保護を下回らないようにするものと解釈すべきだと考えておりますけれども、この条文の趣旨について、政府の見解を確認したいと思ひます。

○青木政府参考人 地域別の最低賃金につきましては、三つの要素、労働者の生計費、それから労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この三つを考慮して決定するものと現在されております。

改正法案では、この三つの決定基準のうち、労働者の生計費、これについては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ということを法文上明確にすることとしたわけでございます。

生活保護との関係は、これは地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの要素の一つということでありまして、法律上の規定としては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」というふうな規定をいたしているわけでありまして、御指摘のように、その趣旨は、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する、こういう趣旨だということに考えております。

○福島委員 この委員会でも前回のいろいろと議論がありましたけれども、地域別最低賃金の具体的な額については地方最低賃金審議会の審議により決定される、こういうことになっているわけでありまして、今回の改正がこの地方最低賃金審議会にこのことについては政府としても十分なフォローをしなければいけない、着実に最低賃金がこの法案の改正に盛り込まれた趣旨のように引き上げられていくかどうかということについて責任を持っていたらどうかと思ひます。

この点について、どのように政府としてフォローしていくのか、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金の具体的な水準につきましては、今お触れになりましたように、地方最低賃金審議会、公労使三者構成で成っておりますが、これにおける審議、地域の実情をも踏まえた審議を経て決定されるということでありまして、今回の法案が成立した際には、法改正の趣旨に沿ひまして、まず中央の最低賃金審議会から引き上げ額の目安が提示されまして、それから各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考にしつつ、地域の実情も踏まえて審議が行われて、その結果、適切な引き上げ等の措置が講ぜられるということになるわけでございます。

従来の地方最低賃金審議会の審議におきましては、必ずしもすべての地方最低賃金審議会が生活保護についての十分な資料が提出されているわけでもありません。また、地域によっては、生活保護との整合性について十分に配慮した審議がなされていないところも見受けられておりました。今回の法案が成立した際には、地方最低賃金審議会において、生活保護に関する十分な資料が必ず提出され、その上で法改正の趣旨に沿った、より適切な審議が行われるということになるわけでありまして、

そういうことが行われるよう、私どもとしても、都道府県労働局に対しまして指導を行ってまいりたいと思ひます。○福島委員 次に、罰則の問題でございます。

使用者が最低賃金を支払わなかった場合の罰則について、現行法におきましては、長らく法改正がなされなかつたということもありまして、最高でも二万円の罰金が科されるにすぎないようになっております。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反で人を雇つても、罰金を払う方が安上がりだということにもなりかねず、余りにも低過ぎる実効性がないと言わざるを得ないと思ひます。

今回の法案におきましては、罰金額の上限を五十万円に引き上げるとされておりますけれども、その趣旨をお伺いしたいと思ひます。また、

実効性の確保の面でこれで十分かどうか、この点についても御認識をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金法の罰則についてでございますが、今委員お触れになりましたように、昭和三十四年の法制定以来、罰金等臨時措置法による見直しのほかは見直しが行われておりません。この間の貨幣価値の変動等により、罰則の制裁効果が著しく低下しているというふうな考へております。

さらに、最低賃金法は、最低賃金に強行的、直律的効力を付与しております。最低賃金不払いというものは、同時に、労働基準法の賃金の全額払い違反にもなります。現在、賃金の全額払い違反に係る罰金額の上限が三十万円ということになっておまして、それよりも、最低賃金不払いに係る罰金額の上限が低いというふうな状況でございます。また、実質的に、最低賃金法の罰則が機能する場面がない、あるいはほとんどないという状態になっております。

このため、罰金額の上限額についても見直しを行つて、罰金を五十万円に引き上げるといふこととしたものでございます。

最低賃金の不払いの罪数については、労働基準法における賃金不払いの罪数と同様に、犯意が単一であると認められないときは各支払い期ごと及び各労働者ごとに一罪が成立するということになっておりますので、この罰金額の上限を五十万円に引き上げること十分の実効性が確保されるというふうな考へておるところでございます。

○福島委員 ただいまの政府参考人の御説明ですが、五十万といつても、一人当たり五十万ということであれば、これは掛け算されていく、トータルで五十万というわけではない、こういうお話だろうと思ひます。一人だけに限つて最低賃金法の違反をしているということは多分実態としてはないわけでありまして、今回のこの罰則の引き上げによりまして相当な程度のやはり強化がなされている、こういうふうな認識をさせていただいたかというふうな思ひます。

ただ、問題は、最低賃金法に違反している事業所、資料で拝見しますと六％を超えるような数字であるというふうな認識をいたしておりますけれども、必ずしも、現場で働いておられる労働者の方々、みずからの地域の最低賃金が一体幾らかよくなるから働いておられる方も多々おられるんだらうというふうな思ひます。公益通報制度というものができましたけれども、こうした最低賃金に關しての情報、知識、こういうものがなければ、まだ相談するということにも至らないわけでありまして、当然、法律の中には、労働者に対して最低賃金について周知する、こういう規定があるわけでありまして、そもそも最低賃金法の違反をするような事業所においてはこうしたこともしっかりとなされていまいかというふうな想像することが妥当であるというふうな思ひます。

そういう意味で、先ほども政府参考人から御説明が本原委員に対してありましたけれども、御説明を聞いて、最低賃金制度がどう変わりましたか、そしてまたこういう水準です、こういうことを幅広く知つていただくことが何よりも大事なことであるというふうな思ひます。

今回の法律の改正、一日も早く成立させるべきだと思ひますが、同時にまた、周知広報するということについては積極的な取り組みをお願いしたいと思ひますが、この点についての政府の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 ただいま御指摘になりましたように、最低賃金の周知広報というのは大変大切だと思ひます。従来から、ポスターの掲示だとかリーフレットの配布だとかホームページへの登載などを行つておるところでございますが、また、地方公共団体や使用者団体に対する広報紙への掲載依頼なども行つて、周知広報活動を全体として一生懸命やつておるところであります。

今後、成長力底上げ戦略がこの二月に策定されましたけれども、これにおきましても最低賃金の国民への広報の推進ということにも取り組む

つきこととされておりました。この六月、今月、最低賃金の遵守に関する集中的な周知広報を行っているところでございます。

具体的には、政府広報による新聞広告の掲載、あるいはモバイル端末広告の実施、あるいは都道府県労働局における懸垂幕、あるいはリーフレットを二十万部程度用意しまして配布する、あるいは公共交通機関におけるポスターの掲示、あるいは地方公共団体及び各業界団体に対する周知への協力依頼なども行っております。

引き続き、私どもとしては積極的な周知広報に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○福島委員 年々、労働組合の組織率というのは低下してきております。また、雇用形態も多様化している。そういう中でありまして、労働者の方々の権利をどう守っていくのか、これについては従来の取り組み以上に、個々の働く方々をどうやってエンパワーメントしていくか、こういうことが政府にとっても非常に大事だということに思っています。個別労使紛争についての解決のための制度の整備がなされてきておりますけれども、それもそういう一環だろうというふうに思います。そういう意味で、こうした個々の労働者の方々をどういうふうにしてエンパワーメントを進めていくのかということについて引き続き政府の努力を促したい、そのように思うわけであります。

続いて、就業形態の多様化の一つの象徴といったしまして、派遣労働者の増加ということがあると思っております。今回の最低賃金の改正法案におきましては、派遣労働者に対する最低賃金の適用関係を改めるとされておりますけれども、派遣労働者に対する最低賃金の適用について、現在の取り扱い、また今回の改正の趣旨について、政府の見解をただしたいと思っております。

○青木政府参考人 派遣労働者につきましては、賃金の支払い責任が派遣元事業主でございますので、労働者派遣法の施行時からずっと、派遣元の事業場の所在する地域や産業、これに適用される

最低賃金が適用されるということになっていくところでございます。

しかし、このような取り扱いにつきましては、派遣先の事業場がある地域と派遣元の事業場がある地域が異なる場合、あるいは派遣先の事業場において産業別最低賃金が適用される、派遣元には産業別がないというような場合に、派遣労働者は、派遣先の他の労働者と同じ場所でも同じ使用者から指揮命令を受けて現に働いているにもかかわらず、派遣元の事業場の地域別最低賃金と産業別最低賃金が適用されないといった問題が指摘されてきたところでございます。

派遣労働者については、現に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣先でありますので、最低賃金の適用についても、派遣先の事業場の所在する地域あるいは派遣先の事業場の属する産業の最低賃金を適用することに今後変更することとしたものでございます。

○福島委員 この委員会でも、障害者の授産施設の工賃、賃金についていろいろと議論されております。

障害によりまして著しく労働能力の低い者や基礎的な認定職業訓練を受ける者に対する最低賃金の適用については、現行法におきましては、都道府県労働局長の許可を受けた場合には適用除外、このようにされているわけでありましても、今回の改正法案におきましては、許可を受けたときには最低賃金を減額して適用する、こういうことに改められているわけでありましても、

このような取り扱いとした趣旨につきまして政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 改正法案におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化する観点から、地域別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障するものとして、行政機関に決定を義務づけるということにいたしております。こうした観点からは、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましいというふうな考えがございます。減額措置が可能である

ならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するということでございます。すので、適用除外に係る規定を廃止いたしまして、減額措置を講ずることができるとの規定を設けることとしたものでございます。

なお、現行法におきましても、実際の運用において、適用除外の許可を受けたからといって、極端に不当性を欠く低賃金となることはないよう労働能率を勘案して一定額の減額措置というような運用、そういったことも行っているところでございます。

こういったことも踏まえまして、今回改正法案においてそういう規定をお願いしているところでございます。

○福島委員 障害のある方でも、実際に働いておられる現場に伺いますと、大変作業能力が高いといえますか、健康な方と比べて遜色なく仕事のできる方がおられることも事実でございます。

障害により著しく労働能力の低い者に対して減額する、こういうことになっているわけでありましても、個々の障害者の方々の労働の姿をよく見て適切に行うことが重要だろうと思っております。

例えば、自閉症の方で、社会性、コミュニケーションについては一定の障害があるけれども、作業能力自体は非常に高い、こういう場合もあるわけでありまして、実際にどういう仕事をしているのか、そしてまたその仕事をやるに当たってどれだけのパフォーマンスがあるのか、こういう、個々の事例に応じて適切に判断するということが必要だと私は思います。このように、

○青木政府参考人 障害者に対しまして最低賃金の適用につきましては、障害により著しく労働能力が低い労働者についても一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用するということになりますと、こういった方々の、労働者の雇用の機会を

かえって奪い、かえって労働者に不利益な結果を招くということになりますので、都道府県労働局長の許可を条件として減額を認めることと今しているわけでありま。

減額については、その障害の程度が、その労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を及ぼすことが明白であり、その支障の程度が著しい場合のみ許可することといたしまして、また、その場合には、労働者の労働能率に応じた減額のみ認めることを予定いたしております。さらに、減額の許可に当たりましたら、個別に実地調査を行います。その労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行うこととしております。今後ともしっかりと運用をまいりたいというふうに思います。

○福島委員 できるだけ幅広く最低賃金の対象となつて、障害のある方でもしっかりと所得を得ることができると、そういう方向を目指して頑張っていたいただきたいというふうに私は思っております。

○石崎委員

次に、最低賃金法改正法案について質問させていただきます。

この最賃法、民主党も改正案を提出しているようにございますが、民主党の案をホームページで拝見させていただきますと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を目指すと、このことを主張されているようにございます。

これまでの審議でもいろいろ各委員から御指摘がありましたとおり、最低賃金の水準が生活保護より低いというふうな実態は、働く意欲を阻害し、問題であるというところは当然のことであり、今回の改正は当然の改正だと考えておりますけれども、一方で、地域別最低賃金につきましては、地域の経済水準、通常の事業の賃金支払い能力とかけ離れた水準とすることは、中小企業の経営の实情を踏まえれば、これまた非現実的だということに考えざるを得ません。

景気は回復基調と言われておりますけれども、私の地元北海道を含めて、地方においては、残念ながら、経済情勢、雇用情勢、まだまだ厳しい状況が多いのが実態でございます。このような状況の中で、先ほどの民主党案のような、全国最低賃金の導入という主張、あるいは地域別最低賃金の水準を千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張については、これは地方の事情や個々の中小企業の経営実態に合わないのではないかと、このように思いますが、見解をお伺いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するという、いわばセーフティネットとしての意義を賃金において有するものだと、このように位置づけることができようかと思えます。

今度の賃金でございませうけれども、まず、最賃法の改正におきまして、いわば地域別の最低賃金というのはいままで全国各地域について決定されなければならぬということ、今までも、事実上は、地域別最低賃金は全国あまねく決められておりましたけれども、今度はそれが法律上義務化されました。例外は許されないと、このように法制にさせていたいただいでございませう。

そういう位置づけも変わっているわけではございますが、その中で、私どももいたしましては、この最低賃金の水準というものは、地域によって、物価水準等に差がありまして、それを受けて現実の生計費も異なるということが実態であると考えております。その意味合いで、最低限度の賃金の水準についても地域によって差があるものというふうな考え方をしております。このため、全国一律に最低賃金を決めるということは、経済、生活の実態等から見てこれは適当でないと考えておりました。やはり各地域の事情に応じて、それぞれに決定されるべきものであるというふうな考え方をしております。

地域別最低賃金を例え千円へ引き上げるなど、現状六百七十三円という水準を考えると、これはいかに急激に大幅な引き上げをねらうということになるわけではございませう。このことについては、今委員の御指摘のように、中小企業を中心として、労働コスト増によって事業経営が圧迫されて、かえって雇用が失われる、そういう悪影響が出るということも懸念されるわけでありませう。そういう意味で、これまた委員も仰せられたとおり、非現実的な対応であるというふうな言わざるを得ないと思っております。

私どもは、この地域別最低賃金というものを、それぞれの地域の事情に応じて、いわば地域それぞれ最低賃金審議会におきまして実情に応じて決めていただくのが現実的であるし、また労働者の保護に結びつくゆえに、このように考えているわけではございませう。

○石崎委員 もちろん、最低賃金は、それは高ければ高いほどいい、賃金も高ければ高いほどいい。でも、それは、経済実態と整合性がとれていなければ、経済の方が、会社の方がつぶれてしまふ。そういうことで、大臣も、非現実的という御答弁がございました。

今回、民主党さんの参議院選挙の公約を見ておりますと、最低賃金の千円という話が今出ましたけれども、基礎年金も財源は税方式で、消費税を上げないで、全額税方式。これは、消費税に換算すると消費税一七％が必要でありますし、子ども手当、月二万六千円、中学卒業まで、これも六兆円ぐらいの財源が必要だということでありませう。その財源をどこから確保するのかということ、それが甚だ不可思議な選挙公約ではないかというふうに思っています。

そういう意味でも、この最低賃金の適切な引き上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも、適切な引き上げが必要であるというふうに思っています。中小企業等の経営の実態を考慮しつつ最低賃金を引き上げていくというプロセスが大事だということに思っています。

政府において、成長力底上げ戦略というもので、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組まれているというふうな聞いておりますけれども、この成長力底上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方に、御説明願います。

○青木政府参考人 この二月にまとめられました成長力底上げ戦略(基本構想)では、「成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図る」と、「その合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに際して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る」というふうなことであります。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たつての考慮要素である、通常の事業の賃金支払い能力の向上あるいは労働者の賃金の上昇につながるものでありまして、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものと期待しております。

○石崎委員 そこで、この最賃問題、地元でも私いろいろの実態をお聞きする機会が多いわけでありませうけれども、例えばタクシー業界、御案内のとおり、規制緩和の影響で、タクシー、ハイヤーの業界においては増車による需給バランスがおかしくなり、個々の運転手さんの賃金というものが非常に低くなっている実態にある。既に現行の最低賃金が守られていないという実態も多いというふうなことを聞くわけでありませうけれども、このタクシー、ハイヤー業界における最低賃金法第五条の違反というふうな事例について、厚生労働省はどのように把握されておりますでしょうか。さらに、それについてどのような指導を行っているのでしょうか。

○青木政府参考人 労働基準監督機関におきましては、平成十七年に定期監督を実施いたしました。その件数は、全業種で十二万二千七百三十四件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は千七百六十六件、違反率一・四％でございます。このうち、ハイヤー、タクシー事業に対しまして定期監督を実施した件数というのが千三百九十五件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三％でございます。

これらの監督指導につきまして、労働基準法第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。タイムカードなど客観的な資料を精査いたしますとともに、関係者から事情聴取をする、そういったことなどによりまして、総合的に事実関係を確認いたしております。その結果、労働基準関係法令違反または改善基準指示違反が認められた場合には、是正勧告書を交付するなど必要な指導を行うとともに、是正報告を提出させるなどにより、確実な是正を図っているところでございませう。

私どもとしては、自動車運転者の法定労働条件の履行確保を図るため、これまでの的確な監督指導を行ってきたところであります。国土交通省とも連携を図りつつ、引き続き適切な監督指導の実施に努めてまいりたいと思っております。

○石崎委員 今の局長のお話では、最賃法違反、全業種での違反率は一・四％、タクシー業界は一四・三％という、ちょうど十倍の比率で最賃法違反の実態にあるということでございます。これは、タクシー業界にそういう悪質な業者が多いということではないんだと思えます。端的に言うと、これは、規制緩和と政策、需給調整を撤廃するという政策、運輸面における規制緩和と政策の失敗、その影響ではないかと私は思います。

規制緩和によつてタクシーの台数がふえる、私の地元の札幌でも千台以上ふえました。一方で、景気回復がままならない、客足が落ちる。そして、賃金体系が生産比例賃金という賃金体系になつていて、売り上げが上らなければ個々の運転手さんの収入は下がっていく、そのポトムラインが最賃ぎりぎり、その下に行くという状態が多いということがこの数字から読めるんじゃないか

と思います。

というふうに私は思います。

ですから、今回の最低賃金の改正というのは、私はやるべきだ、当然やるべきだというふうには思いますが、業界、業種によつては、そのことがしっかりと守つていけるだけの、そういう業界の実態にない。特に、運輸系の規制緩和の影響をもろに受けているタクシー、トラック、こういう業態については、最賃法を遵守したいと思つてもなかなか遵守できない、あるいは現場の運転手さんの待遇というものがますます劣化している実態にある、そういうことが現実ではないかというふうに思っております。

そういった意味でも、そもそも政策の整合性、一方で最低賃金を見直しますよ、上げますよ、特に生活保護との整合性をとるために、私の地元北海道でも、その乖離がある、それを上げる、それはもう当然の政策でありますけれども、一方で、そういう最賃も守れないような経営実態にある、労働環境にあるという、そつちの規制緩和と政策はそのまま競争原理で続けていきますよというところが、国の政策として整合性がとれるのかどうかということについては私は甚だ疑問に思っております。

今、タクシーの業界でも、緊急調整措置というのを秋までに検討しようというようなことを考えておられるようでありますけれども、やはり、そもそもその根つこの規制緩和と政策というのを考え直さない限り、厚生労働省が打ち出している最賃法の改正ということと整合性がとれない、あるいは全部しわ寄せが会社や労働者に及ぶ、そういうことではないかというふうに思っております。

きょうは国土交通省も来ていただいておりますけれども、ハイタク業界を指導する立場から、この規制緩和と政策の根幹についてどう考えているのか、あるいはこの最賃法改正との整合性をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○梶野政府参考人 規制緩和に関しましては、確かに増率がございしますものから、待ち時間の

短縮でございしますとか、あるいは観光タクシーとか福祉タクシーとか、多様な運賃とか、そういういいところも、一定の効果も出ていると思っております。

ただ、今委員御指摘のように、他方では、例えば事故が起こりますとか、賃金が下がりますとか、苦情が多いとか、いろいろな、そういうマイナス面もあるということとは認識しております。

国土交通省といたしましては、規制緩和につきましては、これをやめようというわけではなくて、規制緩和の成果というものを生かしながら、今申し上げたマイナス面をいかに減らしていくかという観点から対応してまいりたいというものが基本でございします。一つは監査とか処分とか、いわゆる社会的な規制と言われているものを充実していく、厚労省などもタイアップしながら、緊密に連絡をとつてやっていきたいと思っております。

また、タクシーにつきましては、町で出会い頭につかまえるというのが基本でございしますけれども、いわゆる、選ばれる、よいタクシーが選ばれて、悪いタクシーが選ばれないというような形の、選ばれるタクシーというのをつくっていく、そういう基盤整備をしていきたいと思っております。

昨今、実は全国の各地から、労働環境の改善、つまり賃金値上げを主眼とした運賃の改定申請が出ておりまして、私どもは、運賃の改定の主眼として労働環境の改善を挙げているというのは十分に評価できることだと思っております。この値上げ申請に対しまして、全国的でございしますけれども、適切に対処してまいりたいと思っております。善してまいりたいと思っております。

○石崎委員 全然どういふ対策なのかよくわかりませんが、規制緩和をやったり、会社の経営も苦しくなり、労働者も賃金が下がり、それで運賃は値上げする、これなら何のために規制緩和をしたんだか私はよくわからない、これはまさに政策

の失敗だと断ぜざるを得ないというふうに思いますが、その緊急調整措置についてはどう考えておりますか。

○梶野政府参考人 道路運送法で、規制緩和をしましたときに、緊急調整措置という、一時的に増車をとめるという措置を導入いたしました。そのときの、規制緩和の中に盛り込まれた措置でございしますけれども、特例的、例外的な措置でございします。この発動について少し議論をしてみようということ、内部で議論を始めさせていただきます。その議論の推移を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

○石崎委員 時間になりました。

我が国にとつて、働く人たちにとつて、本当に美しい国になるように、この労働三法、しっかりと魂が入るような改正を心から希望します。

○古屋（範）委員

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

現在、我が国の最低賃金制度におきまして、大きく分けて、地域別最低賃金また産業別最低賃金、二つの種類の最低賃金が存在をしております。

今回の改正法案では、地域別最低賃金については法定基準の見直しや罰則の強化が盛り込まれておりまして、セーフティーネットとしての機能の強化がされているところであります。一方、産業別最低賃金につきましては、規制改革・民間開放推進三年計画でも、そのあり方について検討を求められたわけですが、今回の改正法案においては産業別最低賃金についてどのような考え方で見直しを行うこととしたのか、この点について伺いたいと思います。

○青木政府参考人 ます、最低賃金の第一義的な役割というのは、すべての労働者について賃金の最低限を保障する、そういう安全網でございます。この役割は地域別最低賃金が果たすべきものであるというふうな考えでございます。このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について、お触れになりましたように、各地域ごとに決定することを義務づけることも、不払いに係る罰金の上限額を引き上げるなどの見直しを行うこととしております。

一方、お尋ねの、産業別最低賃金でございますけれども、関係労使のイニシアチブにより設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完する面、それから公正な賃金決定にも資する面、こういった面がございまして、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うこととしたものでございます。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、一つは、関係労使の申し出というものを法律上必須の要件といたしました。申し出があった場合において、必要があると認めるときに決定することができるといふふうないたしました。もう一つは、最低賃金法の罰則は適用しないということとしたところでございます。

○古屋（範）委員 中小企業等の関連もございまして、きょうは内閣府にもお話をいただいたいております。

政府におきましては、成長力底上げ戦略におきまして、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組みされていることと思っております。この最低賃金が、企業の支払い能力から乖離した水準に決定することが不適切であるという以上、中小企業の生産性を高める、またこれと相まって最低賃金の引き上げに取り組みするという政府の方針につきましては、私も共感するところでございます。

しかしながら、この戦略の成否は実効ある中小企業支援策が講じられるか否かにかかっているといふふうな考えです。そこで、この成長力底上げ戦略につきまして、中小企業の生産性向上に向けて取り組みについて、その基本的な考え方、そして、本戦略全般を担当する内閣府からの、これについての取り組みをお伺いしたいと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の成長力底上げ戦略でございますが、これは、経済成長を支えます基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得、生活水準を引き上げつつ格差の固定化を防ぐ、こういったものでございます。中小企業底上げ戦略はその中の一つでございます。御指摘のように、働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げるといふことで、産業政策と雇用政策の一体運用というものを目指すものでございます。

これに関しましては、具体的には、政労使が参加します円卓会議というのを設置してございまして、これは国においても設置してございまして、また各都道府県においてもこういう形で、地方版の円卓会議を今立ち上げたところでございます。その中で、特に御指摘の、中小企業の生産性の向上でございますが、まず、全体にわたる共通基盤的な対策として、下請適正取引の問題でありますとかIT化の促進等を進める一方、また個別に、特に生産性の低い業種、地域を対象にした個別対策、この組み合わせという形で、中小企業の生産性向上にまぎしく全力を尽くして推進してございまして、こういうふうに考えている次第でございます。

○古屋（範）委員 ただいま内閣府の方から、本戦略におきまして中小企業の生産性向上支援策について

基本的な考え方を御説明がございました。やはり中小企業の生産性の向上ということにつきましては、具体的には中小企業庁さんが中心となりまして取り組んでいかれることとなると思っております。中小企業の生産性向上に向けた具体的な取り組みにつきましては、中小企業庁からの御説明をお願いいたします。

〔伊藤（信）委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。中小企業の生産性向上に向けた取り組みにつきましては、昨日閣議決定されました骨太二〇一七あるいは円卓会議におきましてこれまでの御議論を踏まえまして、成長力底上げ戦略の具体的な対策として中小企業生産性向上プロジェクトを執行してまいります。その中で、特に下請適正取引の推進が即効的な方策として重要だと考えておりまして、業種ごとのガイドラインを策定し、取引価格の決定などにおいて下請事業者が十分配慮するよう要請してまいります。

具体的には、下請取引の適正化推進につきましては、三月に甘利大臣みずからが経団連あるいは日本商工会議所に要請いたしました。加えて、実は本日でございますが、甘利大臣出席のもと、下請適正取引の推進のためのガイドライン策定検討会を開催したところでございます。まず、七つの業種、素材、自動車、産業機械、繊維、情報通信機器、情報サービスそして広告、この七つの業種につきまして、関係業界の代表、学識経験者などによる審議を行ったところでございます。公正取引委員会にもオブザーバーとして参加していただいております。

さらに、中小企業生産性向上プロジェクトにおきましては、IT導入のためのコンサルティング、あるいは生産性向上特別指導員による経営指導などによるIT化、機械化、経営改善、それから中小企業の事業再生などの取り組みも推し進めていくこととしておりまして、これらによって中小企業の生産性向上につなげてまいりたいと考えております。

○古屋（範）委員 賃金の上昇、また非正規から正規への転換、こういうことを考えましても、やはりかぎを握るのは中小企業であろうといふふうに考えております。ぜひ、この生産性向上は大きく推進されることが必要といふふうに考えます。最後になります。大臣にお伺いいたします。

この最低賃金の引き上げに向けた環境整備は極めて重要な観点であると認識をいたしております。こうした取り組みも含めまして、今後、最低賃金の引き上げについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○柳澤国務大臣 今回の国会におきましては、私も、今の労働市場に起こっておりますいろいろな問題について総合的な取り組みをさせていたかどうかということで、六本、あるいは勘定の仕方によつてはもう一本多いわけでございますけれども、そういう法律の改正を打ち出させていたかどうか次第でございます。

その中で、特に非正規を含みます労働者が、いわゆる労働の形態というものが、あるいは雇用の形態というのがどういふものであっても、安心、納得して働ける、そういう条件のもとで働いていただきたい、こういう考え方のもとで最低賃金の見直しというものを打ち出させていたというわけでございます。

最低賃金法の改正法案におきましては、最低賃金というものがセーフティーネットである、安全網である、こういう観点に立ちまして、具体的な最低賃金の決め方というのは、地域別の最低賃金でございますので、これについて、その水準を決める際には、生活保護との整合性を考慮して決定するということと、今度の改正で明確にさせていたでいるところでございます。

そして、我々の法律案というものは、そういうセーフティーネットとして十分に機能するようにつなぐということで、生活保護の施策との整合性というところを踏まわらせていただいているわけでございますが、中長期的な最低賃金のあり方ということも考えますと、今後ぜひこれを引き上げの方向



に導いていきたい、ぜひそれを実現したい、こういうことを考えているわけでございます。

そういうことを可能にするものは何かといえば、これは具体的には中小企業を中心とするわけですが、やはり生産性の向上というものがなければ、これはなかなか実現できない、こういう考え方があられるわけでございます。そういう中長期的な観点から、今委員が内閣府の政府参考人等と御議論をいただきましたように、成長力底上げ戦略推進ということを新しい政策として打ち出しているわけでございます。そういう戦略の推進を、具体的には田卓会議というものを組み立てまして、そこに政労使の代表にも加わっていただいて、その中長期的な生産性向上を踏まえた最低賃金の引き上げの方針について合意をしよう、こういうことで、この田卓会議を運営させていただきます。だいたいこのわけでございます。

その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して、これは今、下請の代金について産業政策の面から非常に積極的な取り組みを経産省がしてください、こういう答弁があったわけですが、それだけでも、そういった産業政策と私どもの雇用政策とが一体となってこれを実現していく、こういう政策展開を考えているわけでございます。この中長期的な生産性に見合った最低賃金というものがそういう取り組みの成果として実現される、こういうことを期待しているというところでございます。